

●産業通商資源部公告第 2019 - 495 号

「戦略物資輸出入告示」の改正しようとする内容を国民にあらかじめ通知し、その意見を収斂するため、その改正理由と主な内容を、行政手続法第 46 条の規定に基づいて、次のように公告する。

2019 年 8 月 14 日
産業通商資源部長官

「戦略物資輸出入告示」の一部改正（案）行政予告

1. 改正の理由

国際輸出管理体制の基本原則に反して制度を運営しているか、不適切な運用の事例が継続的に発生するなど、国際協調が難しい国に対して戦略物資の輸出地域区分を変更して、輸出管理を強化しようとするものである

2. 主な内容

- ① 戦略物資の輸出地域の現行の地域を力の 1 地域、力の 2 地域に細分化（第 10 条第 3 号など）
- ② 力の 2 地域向けの輸出規制レベルの規定
 - 戦略物資輸出許可申請書類（第 18 条第 2 項第 2 号）
 - 個々の輸出許可の提出書類（第 21 条第 9 項）
 - 使用者包括輸出許可の再輸出効力（第 28 条第 4 項）
 - 品目包括輸出許可を申請することができる自律遵守貿易取引者の評価（第 34 条第 2 項第 2 号）
 - 状況許可を申請しなければならない対象（第 50 条第 1 項）
 - 仲介許可審査免除（第 53 条第 1 項第 2 号）
- ③ 告示見直し期限 3 年延長（第 99 条）

3. 意見提出

この改正規則に対して意見がある団体や個人は、次の事項を記載した意見書を2019年9月3日までの国民参加の立法センター（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を介して法令案を確認した後、オンラインで意見を提出してください。（メールやファックスを利用して、産業通商資源部長官（参照：貿易アンボグァ）に提出しようとする場合、以下のアドレスを参照ください）

- 予告事項に対する賛成または反対の意見（反対時の理由を明示）
- 氏名（団体の場合団体名とその代表者名）、住所、電話番号
- その他の参考事項がある場合、記載または添付

※コメント送付先

- 〒30118 世宗特別自治市ハンヌリ通り 402 政府世宗庁舎産業通商資源部
- ファックス：044-203-4708
- 電子メール：ecpd@korea.kr

戦略物資輸出入告示の一部改正案

戦略物資輸出入告示の一部を次のように改正する。

（省略）

※CISTEC 注：新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表

現行	改正案
<p>第 10 条（許可地域の区分）</p> <p>産業通商資源部長官は、令第 32 条による国際輸出管理体制加入の有無などを考慮して、許可地域を次の各号の様に“カ”地域と“ナ”地域に区分して、その具体的な内容は別表 6（戦略物資輸出地域区分）の通り。</p>	<p>第 10 条（許可地域の区分）① ----- ----- ----- <u>区別することができる。</u></p>
<p>1. カ地域：令第 32 条第 1 号から第 4 号までの全部に加入している国家</p>	<p>削除</p>
<p>2. ナ地域：第 1 号以外の国家</p>	<p>削除</p>
<p>< 新設 ></p>	<p>② <u>第 1 項に基づく許可地域は、別表 6（戦略物資輸出地域区分）と同じである。</u></p>
<p>第 18 条（輸出許可の指針）</p> <p>① （略）</p> <p>② 産業通商資源部長官が別表 4 の核供給国グループ二重用途品目に該当する戦略物資の輸出を許可する場合、指針は次の通り。</p> <p>（略）</p>	<p>第 18 条（輸出許可の指針）</p> <p>① （現行と同じ）</p> <p>② ----- ----- -----。</p> <p>（現行と同じ）</p>
<p>別表 6 の「ナ」の地域での輸出許可時の申請品目の最終使用用途と使用場所が表示され、第 1 号に規定された活動に使用せず、また、輸出許可の申請品目（機器、材料、関連技術</p>	<p>別表 6 第 1 号カ目のカの 2 地域（以下「カの 2 地域」という）またはナ目のナ地域（以下「ナ地域」という）----- -----</p>

や複製品など)が、韓国政府の事前同意なしに、核関連不拡散条約の加盟国でない地域に再輸出することができないということを保証する書類(別紙第2号の2書式によるエンドユーザー誓約書の提出に代える)をエンドユーザーから確保しなければならない。

(略)

③ ~⑧ (略)

21条(輸出許可申請書類の一部免除など)
① 第20条第1項の規定にかかわらず、第5条で定められた産業通商資源部長官の許可対象品目を別表6(戦略物資輸出地域区分)の「カ」地域に輸出しようとする場合には、第20条第1項第1号、第3号から第6号までの書類の提出を免除する。

② 削除

③ ~⑦ (略)

⑧ 第20条第2項の規定にもかかわらず、次の各号の場合には、輸出許可の申請書類の一部を免除する。

第5条で定められた産業通商資源部長官の許可対象品目を別表6(戦略物資輸出地域区分)の「カ」の地域に輸出しようとする場合には、第20条第2項第1号から第4号までの書類提出を免除する。

及び3(略)

⑨ (略)

<新設>

-----。

(現行と同じ)

③ ~⑧ (現行と同じ)

21条(輸出許可申請書類の一部免除など)
① -----
- -----
- 別表6第1号カ目のカの1地域(以下「カ1地域」という) -----

-----。

③ ~⑦ (現行と同じ)

⑧ -----

-----。

----- カの1地域 -----

-----。

及び3(現行と同じ)

⑨ (現行と同じ)

⑩ 第20条第1項の規定にもかかわらず、第5条で定められた産業通商資源部長官

の許可対象品目を力の 2 地域に輸出しようとする場合には、第 20 条第 1 項第 1 号及び同項第 5 号の書類の提出を免除する。

26 条（個別輸出許可の免除）①戦略物資の内、技術ではないものを輸出する場合であつて、次の各号（ただし、第 2 号と第 3 号を除く各号は、最終目的地の国がスーダン、シリア、北朝鮮のうちの 1 ヶ所や、これらの国のうちの 1 ヶ所を経由又は、これらの国のうちの 1 ヶ所で積替する場合には適用しない。）のいずれかに該当する場合には、第 19 条に基づく個別輸出許可を免除する。

～12.（略）

13. 第 10 条第 1 号の力地域で最終使用者確認を受けて再輸出許可を受けた場合。但し、第 5 条第 1 項第 2 号に該当する品目は除く。

14. 「対外貿易管理規定」第 2 条による中継貿易や外国引渡し輸出をする場合で、第 10 条第 1 号の力地域で最終使用者確認を受けて輸出許可を受けた場合、但し、第 5 条第 1 項第 2 号に該当する品目は除く。

5.（略）

②～⑤（略）

28 条（使用者包括輸出許可の定義と申請条件）①（略）

② 自律遵守貿易取引者は、次の各号の何れかに該当する場合、その購買者、目的地国家、最終荷受人及び対象品目を定めて第 5 条に

26 条（個別輸出許可の免除）① -----

～12.（現行と同じ）

13. 力の 1 地域-----
-----。

----- 力 1 地域 -----

-----。

5.（現行と同じ）

②～⑤（現行と同じ）

28 条（使用者包括輸出許可の定義と申請条件）①（現行と同じ）

② -----

よる許可機関の長に使用者包括輸出許可を申請することができる。

1. 対象品目の目的地国家が別表6の「カ」地域に該当する場合

～5. (略)

③ (略)

④ 第1項に基づく使用者包括輸出許可は、輸出許可申請書に記載された目的地国家が第10条第1号の「カ」地域の場合、以降の再輸出については、その国の輸出管理制度に準拠し、輸出許可申請書に記載された目的地国家が第10条第2号の「ナ」地域である場合、別紙第2号書式に従った最終荷受人陳述書を使用して再輸出すると明らかにしたエンドユーザーが所在する国に限って効力を有する。

29条(使用者包括輸出許可の申請書類)

① (略)

② 第1項の規定にもかかわらず、目的地国家が別表6の「カ」の地域に該当するか、最終的な荷受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、第1号から第3号までの書類を免除する。

～5. (略)

32条(使用者包括輸出許可の有効期間)① 使用者包括輸出許可の有効期間は、次のとおりである。

目的地国家が「カ」地域である場合：3年以内

-- --

----- カの1 地域 -----

～5. (現行と同じ)

④ (現行と同じ)

④ -----
----- カ1 地域 -----

----- カの2 地域または
ナ地域 -----

-----。

29条(使用者包括輸出許可の申請書類)

① (現行と同じ)

② -----
----- カの1 地域 -----

-----。

～5. (現行と同じ)

32条(使用者包括輸出許可の有効期間)

① -----
-----。

----- カの1 地域 -----

自律遵守貿易取引者が「カ」地域に所在する委託者と受託加工契約を締結したとき：3年以内

及び4（略）

②（略）

34条（品目包括輸出許可の定義と申請の条件）①（略）

② 自律遵守貿易取引者は、別表8に属する項目が次の各号に該当する場合、その購入者、最終目的地国家、最終荷受人、エンドユーザー、使用用途を定めて許可機関の長に品目の輸出許可を申請することができる。

最終目的地国家が第10条第1号の力地域として、第72条に基づくその自律遵守貿易取引者の評価がAA、AAA格付けの場合

最終目的地国家が第10条第2号の力地域として、第72条に基づくその自律遵守貿易取引者の評価がAAA評価である場合（ただし、エンドユーザーが国または政府機関の場合には、AAの評価を含む）

（略）

③ 及び④（略）

50条（状況許可の対象）① 戦略物資には該当しないが大量破壊兵器等の製造・開発・使用又は保管などの用途へ転用される可能性が高い物品等（以下“大量破壊兵器関連物品等”という。）を、別表6の「カ」の地域へ輸出

ようとする者は、当該物品等の購入者、最終荷受人又は最終使用者がその物品等を大量

~~カの1地域~~

及び4（現行と同じ）

②（現行と同じ）

34条（品目包括輸出許可の定義と申請の条件）①（現行と同じ）

② -----

-----。

~~カの1地域~~

~~カの2地域またはナ地域~~

（現行と同じ）

③ 及び④（現行と同じ）

50条（状況許可の対象）① -----

----- ~~カの2地域またはナの地域~~ -----

破壊兵器等の製造・開発・使用又は保管などの用途へ転用する意図があることが判ったり、そういう意図が疑われる次に各号の何れかに該当する場合には、許可機関の長に状況許可を申請しなければならない。

～12. (略)

② 大量破壊兵器関連物品等を別表 6 の「カ」の地域に輸出しようとする者は、当該物品等の購入、最終荷受人またはエンドユーザーがその物品等を大量破壊無機などの製造・開発・使用または保管などの用途に転用する意図があることを事前に認知した場合には、状況許可を申請しなければならない。

③ ～⑤ (略)

53 条 (仲介許可の対象) ① 大韓民国国民 (国内法により設立された法人を含む。) や国内居住外国人 (外国法人をむ。) が、戦略物資等の輸出を仲介しようとする時は、法第 24 条第 1 項により許可機関の長に許可を申請しなければならない。但し、次の各号の何れかに該当する場合には仲介許可を免除する。

(略)

仲介の対象となる輸出の輸出国または輸入国が「カ」の地域に属する場合

② 及び③ (略)

99 条 (見直し期限) 「訓令及び例規等の発令及び管理に関する規定」 (大統領訓令第 248 号) に基づいて、この告示発令後の法令や現実与件の変化などを検討して、この告示

-----。

～12. (現行と同じ)

② ----- カの 1 地域 -----

-----。

③ ～⑤ (現行と同じ)

53 条 (仲介許可の対象) ① -----

-----。
-----。

(現行と同じ)

- 別表 6 第 1 号カ目の地域 -----

② 及び③ (現行と同じ)

99 条 (見直し期限) 「訓令及び例規等の発令及び管理に関する規定」に基づいて、この告示について、2020 年 1 月 1 日を基準として毎 3 年の時点 (毎 3 年目の 12 月

<u>の廃止、改正などの措置をしなければなら ないとする期限は 2019 年 12 月 27 日までと する。</u>	<u>31 日までをいう) ごとに、その妥当性を検 討して改善等の措置をしなければなら ない。</u>
---	---

【別表 6】

戦略物資の輸出地域区分（第 10 条関連）

1. 戦略物資の輸出地域は次の各目のように区分する。

区分	地域名	その国
カ	カ の 1 地域	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ブルガリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ウクライナ、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国
	カ の 2 地域	日本

ナ	ナの地域	<p>北朝鮮（第 3 国を経由して再輸出されている場合にのみ）、ナウル、ネパールの、マレーシア、モルディブ、モンゴル、バヌアツ、バングラデシュ、ベトナム、スリランカ、シンガポール、アフガニスタン、インドネシア、インド、中国の、台湾の、マカオ、香港、タイ、パキスタン、パプアニューギニア、ラオス、カンボジア、ブルネイ、フィリピン、東ティモール、マーシャル諸島、ミャンマー、ミクロネシア連邦、ブタン、西サモア、ソロモン、キリバス共和国、トンガ、ツバル、曲がら、パラオ、ガイアナ、グレナダ、ニカラグア、ドミニカ（年）、メキシコの、バルバドス、バハマ、ベネズエラの、ベリーズ、セントルシア、セントヴィンセント、セントクリストファー・ネイビス、アンティグアバーブーダ、ジャマイカ、リ の、コロンビアの、トリニダードトバゴ、ペルー、スリナム、ブラジルの、グアテマラ、ドミニカ（ポール）、ボリビア、ハイチ共和国、エクアドル、エルサルバドル、ホンジュラス、呉と、この、コスタリカ、パナマ、パラグアイ、キューバの、ラトビア、ロシアの、ルーマニア、リトアニア、モルドバ、マルタの、ベラルーシ、スロバキア、スロベニア、アルメニア、アイス、アゼルバイジャン、アルバニアの、ウズベキスタン、セルビア- モンテネグロ、カザフスタン、クロアチア、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、そのルージュよ、スギ、ボスニア、リヒテン、教皇庁、エストニア語、アンドラ、サンマリノ、マケドニア、モナコの、レバノンの、手段、イエメン、オマーン、ヨルダン、イランの、カタール、エジプトの、クウェート、バーレーン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、イラク、イスラエル、シリア、ガーナ、ガボン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ナミビア、ナイジェリアの、ニジェール共和国、リベリア、ジブチ、ルワンダ、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モロッコの、モーリシャス、森丹羽、ベナン、ボツワナ、ブルンジ、呼びブルキナファソ、サントメ・プリンシペ、セネガル、ソマリア、シエラレオネ、アルジェリア、アンゴラ、エリトリア、ウガンダ、エチオピア、コンゴ民主（旧字来る）、ザンビア、赤道ギニア、中央アフリカ、チャド、カメルーン、ケニアの、コモロ、コートジボワール、コンゴ、トーゴ、タンザニア、チュニジア、カーボベルデ、モザンビークの、ジンバブエの、セイシェル、南アフリカ共和国、レソト、スワジランドなどが首に該当しない国と地域</p>
---	------	--

2. 輸出地域の区分は、最終的な目的地を基準とする。ただし、最終目的地がカの 1 地域ともカの 2 地域またはナ地域を経由する場合には、それぞれの地域に戦略物資を輸出しているものとなす。

【別表 19】

自律遵守貿易取引者等級別特例

区分	特例		評価			
			A	AA	AAA	
個別 輸出 許可	カの1 地域		審査免除	審査免除	審査免除	
	カの2 地域、ナ地域		-	-	書類免除	
	同じ輸出品目（同一 HS 番号、同一規制番号）を、同じエンドユーザーに輸出した実績がある場合		書類の免除 *	書類免除	書類免除	
	エンドユーザーが次のいずれかに該当するとき（ただし、再販売または再輸出を目的とし輸入する場合を除く）	輸出者の最大株主 輸出者の海外本店 輸出者が最大株主である外国の現地法人（輸出者が外国為替取引法第 3 条第 18 号に基づく海外直接投資をした法人に限る） 輸出者の海外支店（ただし輸出者が本店）	カの1 地域	許可免除	許可免除 親会社が同じ 海外法人を含む	許可免除 親会社が同じ 海外法人を含む
			カの2 地域、ナ地域	書類免除*	書類免除	審査免除 親会社が同じ 海外法人を含む
	暗号化品目（統制番号：5A002. a. 1 ～ 5A002. a. 4、5B002, 5D002）を最終使用用途が内部システムの構築・運営の目的や民需用製品の開発・製造用途で輸出する際、エンドユーザーの最大株主が韓国法人である民間企業の場合			許可免除	許可免除	許可免除
	カの2 地域、ナ地域の個別の輸出許可処理期間 * 所管体制の加盟国への同材料の輸出を含む			15 日 （* 印は 10 日）	10 日	5 日

	<p>契約締結せずに第5条（許可機関）で定められた産業通商資源部長官の許可対象技術を輸出する場合、許可免除（ただし、実績報告時に技術輸出の内訳を報告）</p>	-	○	○
	<p>暗号機能が主な機能や機能群を支援するための目的でのみ限定され、公開又は商用化された暗号化標準を実現して情報を送受信して保存する民需ソフトウェアのうち民間企業の運営効率化及び販売促進支援用途、モバイル端末用途である場合許可免除</p>	-	-	○
	<p>サービスプログラムをクラウドコンピューティング環境にインストールして、最終的なユーザーがサービスプログラムの利用のため設置するソフトウェアが別表2の第5部第2章注3に基づく例外を満たす場合、サービスプログラムに対する許可免除</p>	-	-	○
	<p>海外から国内に技術を導入するために、ワッセナー体制の敏感・超敏感技術を「カ」地域に見積もり、入札提案書と一緒に通常提供される場合の許可免除。ただし、関連品目の設計、生産、製造に使用されることができる詳細な内容の技術は除く</p>	-	-	○
包括輸出許可	<p>使用者包括許可 （カの1地域）</p>	○	○	○ 規制番号5桁の
	<p>期間</p>	3年	3年	3年
	<p>使用者包括許可 （カの2地域、ナの地域）</p>	△	○	○ 規制番号5桁の
	<p>期間</p>	-	2年	3年

	品目包括許可		×	△ 「力」地域の のみ	○
		期間	-	3年	3年
	定期報告の周期	実績報告	半期	半期	年間
運営報告		年間	年間	年間	
仲介 許可		許可免除	×	○	○
		実績報告	-	半期	半期
輸出許可免除の輸出取引の報告			7日	半期	年間

※ 敏感・超敏感品目、原子力専用品、別表4のミサイル技術統制体制のCategory I品目と軍用物資品目は、個々の輸出許可の特例の適用を除く。包括輸出許可の対象品目は、別表8による。